

# 豊明市地域強靱化計画

豊 明 市

2026年5月改定

## はじめに

我が国は、令和以降、毎年のように大規模自然災害が発生し、そのたびに甚大な被害を受け、長期間にわたり復旧・復興を進めることを余儀なくされている。2024年1月1日には、石川県能登地方で最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生し、本市からも応援職員の派遣を行った。この地震の発生から2年が経過した現在でも、その後に襲った豪雨災害の影響もあり、復旧・復興は道半ばの状況にある。

さらに近年では、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害が激甚化が懸念されている。県内でも2023年6月には東三河地方を中心に大雨による浸水被害が発生、2024年8月には台風第10号に伴う大雨により蒲郡市で土砂災害が発生した。これらの災害を通じ、自然災害への備えの必要性を強く意識させられた。

このような状況を踏まえ、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（2013年12月11日公布・施行）に基づき、2014年6月に国土強靱化基本計画を策定し、2023年7月には見直しが図られた。国土強靱化は、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、我が国の持続可能な発展を遂げる上でも、欠かすことのできないものである。

また、愛知県においても、県の強靱化に関する施策について、国の計画・施策との調和を図りながら、総合的かつ計画的に取り組む「愛知県地域強靱化計画」を2015年8月に策定し、2025年3月にも改訂が行われている。

本市は、幸いにも2000年9月に発生した、いわゆる「東海豪雨」の経験しかない状況であるが、今後発生が懸念されている南海トラフ地震は、30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が2025年1月1日時点で約60%～90%以上と発表されており、その対策は急務である。また、2023年6月2日には大雨の影響で境川の水位が上昇し、避難指示を発令する事態となった。このことから、大雨や台風への備えも必須である。

本市においても、国土強靱化の取組は必要不可欠であり、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、市民が継続的に豊かで安心な暮らしを送るため、自然の脅威から決して目をそらすことなく、広い視野を持って地域の強靱化に積極的に取り組まなければならない。

本市も、国や県と歩調を合わせ、民間事業者等の関係者と相互に連携し、いかなる大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない「強靱な地域」を築き、市民がいつまでも元気であり続けることを目指す。その実現のため、「豊明市地域強靱化計画」を改定し、強靱化の取組を一層推進する。

## <目次>

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
第1節 国土強靱化の理念等	1
第2節 計画の策定趣旨	1
第3節 計画の位置づけ	2
第1項 対象とする区域	2
第2項 基本計画等及び各種計画との調和等	2
第2章 豊明市の地域特性等	
第1節 豊明市の地域特性	4
第1項 自然的条件	4
第2項 社会的条件	5
第2節 豊明市に影響を及ぼす大規模自然災害	9
第1項 想定するリスクの考え方	9
第2項 地震により想定される被害	9
第3項 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	13
第4項 その他の大規模自然災害による被害	19
第3章 計画の構成、基本目標等	
第1節 計画の構成	20
第2節 豊明市の強靱化の基本目標等	21
第4章 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針	
第1節 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針	24
第5章 具体的な取組	
第1節 市の取組（とよあけ防災アクションプラン）	28
第6章 計画の推進	
第1節 計画の推進	29
別紙	
I 強靱化の推進方針	
第1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	30
第2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	67
II 市の取組（とよあけ防災アクションプラン）【別冊】	

## 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

### 第1節 国土強靱化の理念等

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での展開方向を定めている。

豊明市においても、南海トラフ地震による地震災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、豊明市の強靱化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて豊明市を強靱化する意義を明らかにしたうえで、強靱化の基本目標や対策目標などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

### 第2節 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に60%～90%程度以上と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被

害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。(第4条)

豊明市地域強靱化計画(以下「本計画」という。)は、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の豊明市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障害者などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

### 第3節 計画の位置づけ

#### 第1項 対象とする区域

本計画の対象区域は、市内全域とする。

ただし、大規模地震等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、近隣市町村等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、国や県、近隣自治体等の取組や県外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

#### 第2項 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

##### (1) 基本計画及び各種計画との関係

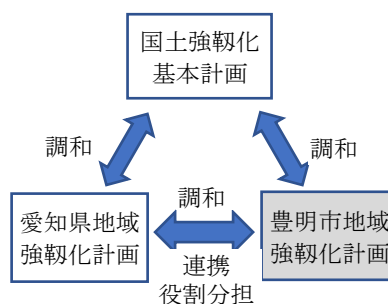
###### ア. 基本計画、県の地域計画との関係

本計画は、基本計画と調和を図るとともに、県の地域計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

また、県の地域計画の施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域強靱化のさらなる効果的な推進を図るものとする。

###### イ. 「豊明市総合計画」を始めとする各分野の計画等との関係

本計画は、「豊明市総合計画」や「豊明市地域防災計画」など、各分野の計画に位



置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映させるものとする。

さらに、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) には、2030年を年限とする17の目標が掲げられており、その目標の一つに、「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」がある。本計画は、主にこの目標の達成にも資するものとする。

## **(2) 様々な主体の連携による取組の推進**

この地域の強靱化を図るには、地域の脆弱性を総合的に検討し、地域全体で危機感や今後の地域づくりの方向性を共有するとともに、策定主体である市が実施すべき取組と、この地域の各主体が実施すべき取組を明らかにすることにより、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

このため、本計画においては、市が自ら担う取組だけでなく、この地域の強靱化にとって必要となる、民間事業者、NPO、国、県等の関係者による取組との連携・協力・調整を図りながら強靱化を実現する。近隣他市町村等との広域連携を強化することにより、広域的な交通基盤の確保・強化、高速道路の代替迂回路機能を確保・強化するための高規格幹線道路ネットワークの早期整備など、市域を越える広域課題の解決を図り、国土強靱化を推進する。

## **(3) 防災・減災、国土強靱化のための国土強靱化実施中期計画**

国は、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があること、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠であることから、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、2030年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる「第1次国土強靱化実施中期計画」を2025年6月に閣議決定した。

この5か年加速化対策のうち、本市が実施するものについては、本計画における施策に位置づけることとし、ハード・ソフト対策の取組の加速を図ることとする。

さらに、国土強靱化実施中期計画が策定されたことにより、計画に定められた施策のうち本市が実施するものについて、計画的な事業執行が可能となるよう当初予算による措置の上、必要な予算・財源を通常とは別枠で確保するよう本計画に位置づけることとし、国、県に働きかけ、豊明市の強靱化を図っていく。

## 第2章 豊明市の地域特性等

### 第1節 豊明市の地域特性

#### 第1項 自然的条件

##### (1) 位置

本市は、東経 136° 58′～137° 03′、北緯 35° 01′～35° 06′ に位置し、愛知県の中央部よりやや西寄りにある。東西最長は 6.53km、南北最長は 7.65km であり、尾張と三河を分ける境川に市の東端が位置している。名古屋市中心部からの距離は概ね 10～15km の間にあり、30 分以内の通勤、通学圏に位置している。

また、三市一町と接しており、刈谷市との間が境川で分けられているほかは、特に目立った地形的境界はみられない。

##### (2) 地形

本市の地形は北東部から南西部にかけて伸びる標高 50m～70m の丘陵地帯と、境川に沿った中・低位の段丘群（標高 5m～15m）、中小河川によってもたらされた沖積平野の 3 つの部分から成り立っている。平均標高は 15m である。

近年市域は土地改変が著しく進み、地形は人為的に大きく変化している。市北部から西部にかけての丘陵地の山林は、人為的に改変され宅地開発が進んでいる。

また、かつて丘陵地内の低地や池であった場所は、埋め立てられて宅地や学校となっている場所もある。これらの場所は、地盤が悪く地震時には液状化現象の発生が懸念されるなど、被害が大きくなる可能性が高い。

##### (3) 地質

本市は丘陵と低い台地、そして境川とその支流に沿って発達する低地からなる。丘陵地は、新第三紀鮮新世の矢田川累層より構成される。台地は、第四紀更新世（洪積世）の地盤から構成され、中位段丘から低位段丘が分布する。低地には、第四紀完新世（沖積世）の氾濫平野堆積物や谷底堆積物などが分布する。

##### (4) 気候

本市を含む濃尾平野地域の気象は東海型気候区に属し、冬の少雨と夏の高湿、台風時の多雨で特徴づけられる。

2021～2025 年の 5 年間における年平均気温は 17.2℃、月平均気温が一年間で最も高い月は 8 月（29.3℃）、最も低い月は 1 月（5.2℃）で、その差は 24.1℃である。

同期間における年間平均降水量は約 1543.2 mm で、全国平均と比べるとやや少ない。月ごとでは、11～2 月にかけて降水量が少なく、6～8 月にかけて降水量が多くなる傾向にある。

## 第2項 社会的条件

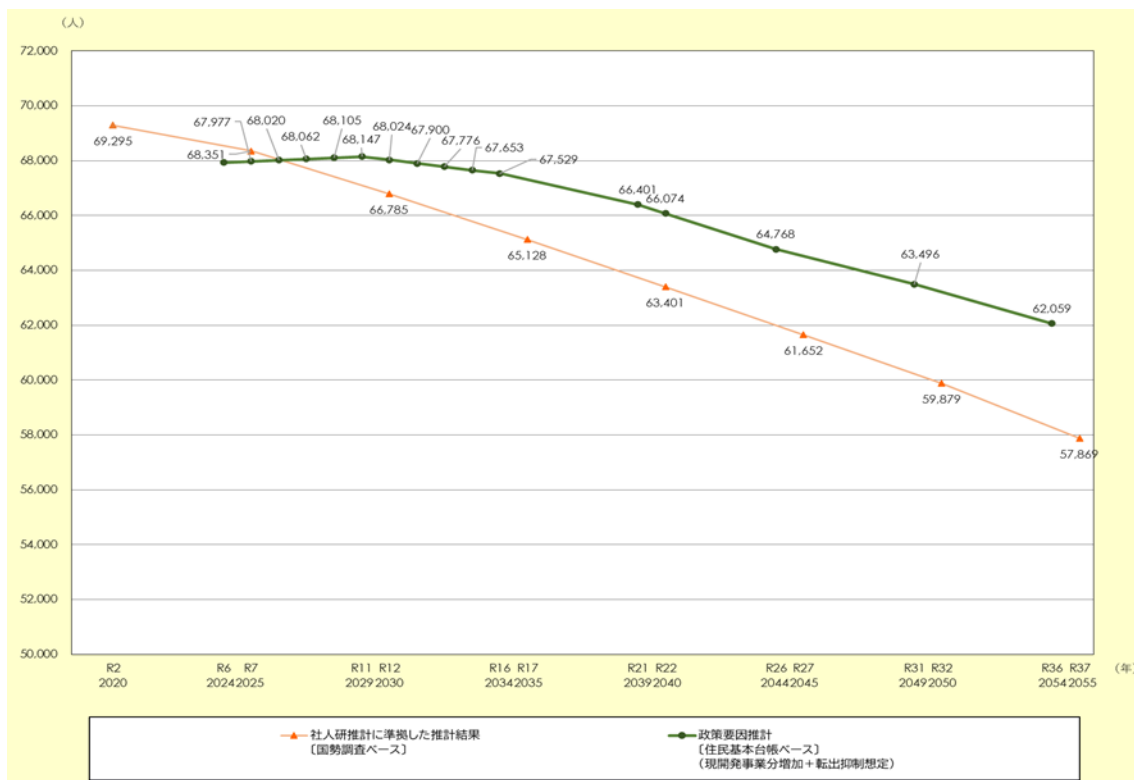
### (1) 人口

本市の人口は、1960年から急激に増加し、特に1970年から1980年の間には倍増に近い伸びがあり、県内でも最高の伸び率を示した。これは名古屋市圏のベッドタウンとしての住宅団地造成が盛んに行われたことによるものである。

我が国は2008年をピークに人口減少社会に移行しており、本市においても2020年の69,295人をピークに減少へ転じている。年少人口は減少傾向を示しており、老年人口は増加傾向を示しているため、高齢化の進展が予想される。また、第6次豊明市総合計画（計画期間2026～2031年度）における基本推計において示された豊明市人口の長期的な見通しでは、今後の人口は長期の減少局面に突入することが予測されている。

高齢者人口の割合が高くなるにつれ、災害発生時の自助・共助による減災対策や災害からの早期復旧・復興が困難になることが懸念される。超高齢化社会に適応する対策に取り組むとともに、魅力ある地域づくりによって若年層の流出を防ぎ、流入を目指すことで人口減少に歯止めをかけつつ人口ピラミッドの安定化を図るなど、持続的な地域運営を見据えた総合的な取組が必要である。

### 【豊明市の人口推計結果】



資料：第6次総合計画策定における人口推計

## (2) 産業

本市の農業は、農作物では水陸稲の生産が大部分を占める。また、市内には、鉢花の観賞用植物の取引日本一、世界でも5位を誇る花き市場である、愛知豊明花き地方卸売市場があり、花・苗類を中心とした花き栽培も行われている。

商工業については、本市が名古屋市のベッドタウンとして発展してきた経緯から、企業は中小企業が多い。「とよあけの統計（2024年版）」によれば、2021年時点での事業所数は2,145となっており、うち約6割となる1,184の事業所が常用雇用者数4名以下である。従業者が100名以上の事業所はわずか10事業所にとどまっている。

事業所の内訳として、とりわけ工業については、トヨタ自動車（株）の本拠地である三河地方に隣接しているため、自動車に関する事業所が大部分を占めている。2020年の製造品出荷額は約1,680億円であった。

観光について、本市は、桶狭間古戦場に代表される史跡や古くからの名勝である二村山、三崎水辺公園等の緑豊かな憩いの場を有し、また、地域が育んだ梯子獅子、警固祭りなどの伝統行事や市民参加型の古戦場まつり、豊明まつり等多くの行事がある。

2015年度からは、観光まちづくり支援として「大金星のまち」をコンセプトに、桶狭間古戦場を観光拠点とした事業展開を行っている。



### ●桶狭間古戦場伝説地（1937年国指定史跡）

名鉄本線「中京競馬場前」駅で下車、国道1号線を隔てて南に200mにあり、1560年（永禄3年）5月19日、織田信長が今川義元の大軍を破って、天下布武への糸口を作った戦い（桶狭間の戦い）の地。



### ●大金星のまちコンセプト

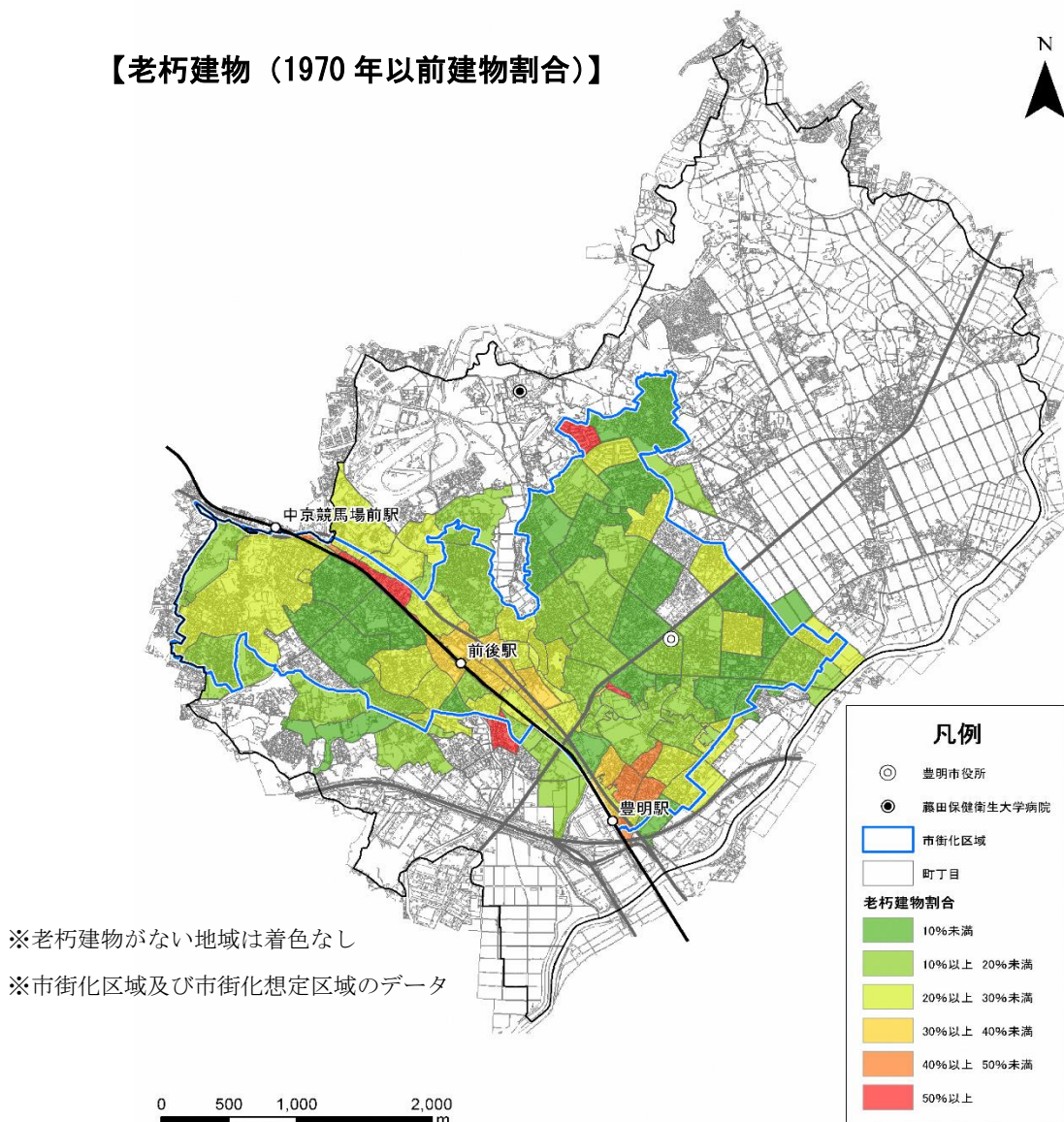
「桶狭間の戦い」にて、今川軍2万5千の大軍に対し、織田軍3千の兵が圧倒的な戦力差を覆した大勝利を現代に例え、格上の相手に勝つ・番狂わせを起こすことを表す「大金星」という言葉で表現し、豊明市の観光まちづくりのコンセプトとした。

### (3) まちの現状

本市の市街化区域の面積は、1970年の線引き当初約670haであった。その後、土地区画整理事業や民間開発等により増加し、2026年4月現在で約729haとなっている。市街化区域のうち、約50%にあたる約384haで、土地区画整理事業が施行済み又は施行中であり、市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施行地区面積の割合は、愛知県（名古屋市を除く）平均の約29%と比較して相当程度高い。ただし、市街地の防災性を高めるため、基盤未整備エリアや低未利用地の改善・解消を引き続き図る必要がある。

2012年度都市計画基礎調査によれば、1970年以前に建てられた老朽建物の割合は、豊明駅周辺や中京競馬場前駅東側の名鉄名古屋本線沿線等で高くなっている。こうした既成市街地では狭あい道路が多い上、老朽建物の割合が高いため、南海トラフ地震等の大規模地震災害の発災時には甚大な被害の発生が懸念される。

【老朽建物（1970年以前建物割合）】



資料：「第3次豊明市都市計画マスタープラン」（2017.3）より抜粋

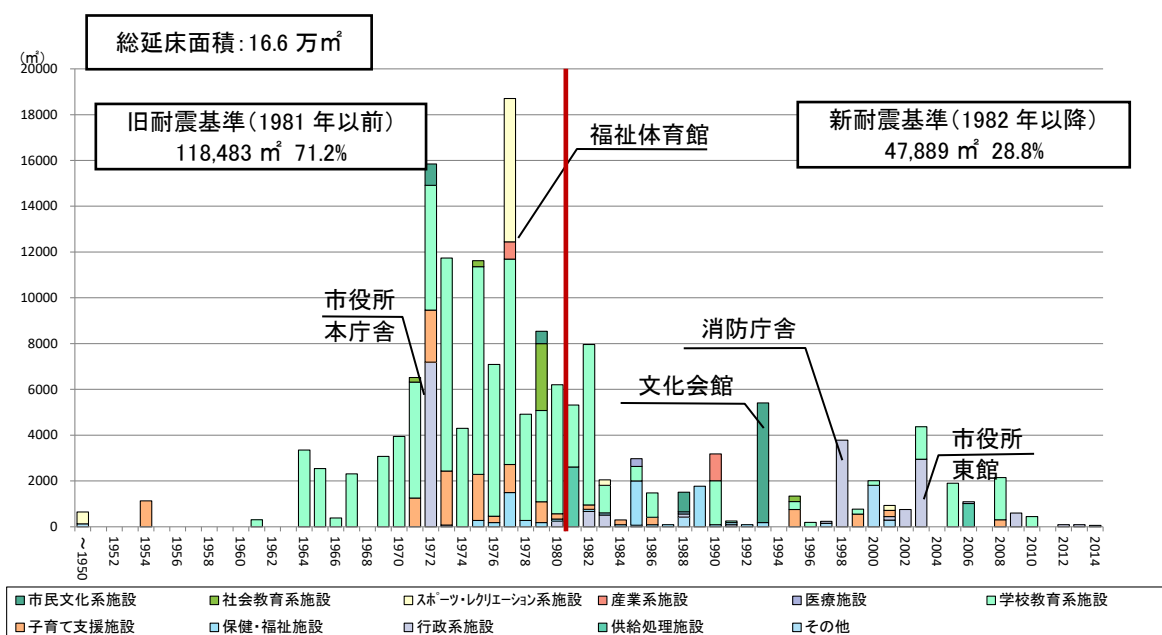
#### (4) 社会資本の老朽化

本市では、1960年以降の人口増加と宅地開発に合わせて、公共建築物やインフラ資産（以下「公共施設等」とする。）の整備が行われてきたが、これらの公共施設等の約半数が既に完成後30年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。

今後は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、税収の減少が予測される一方で、社会保障費は年々増加傾向にある。これに加え、老朽化した公共施設等は、近く更新の時期を迎え、それらの更新費用が市の財政運営にとって大きな負担となることが見込まれる。こうした状況の中、2013年11月に国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、2014年4月に総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定が要請された。

本市においては、2015年4月に豊明市公共施設等総合管理計画を策定し、2024年4月に一部見直しを行っている。今後、当該計画に基づき、急速に進む公共施設等の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を着実に推進する必要がある。

また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の充実・強化を図らなければならない。



#### 【公共建築物の用途別及び耐震基準別の床面積】

資料：「豊明市公共施設等総合管理計画」{2015.3 (2024.4 改訂)} より抜粋

※表中の数値は、2014年時点のデータであり、一部現在のデータと異なる場合がある

## 第2節 豊明市に影響を及ぼす大規模自然災害

### 第1項 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害全般を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震や洪水などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

### 第2項 地震により想定される被害

本市では、県の地震被害予測調査を基に、2013年度に豊明市地震被害予測調査を実施した。この調査では、想定地震を南海トラフで発生するプレート境界型の地震（本市にとって最も被害が大きくなるケース）とし、地震の規模はマグニチュード9.0とした。この調査の結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

なお、豊明市地震被害予測調査のほか、県の理論上最大想定モデルにおいても本市に津波は到達せず、津波による被害・浸水は生じないこととされている。

#### 【建物被害・人的被害の想定結果】

学区名	揺れによる建物被害（棟）		火災被害	液状化による建物被害（棟）	死者数（人）
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	
豊明小学校	105	340	※	2	7
栄小学校	183	613		10	12
中央小学校	241	663		11	16
沓掛小学校	107	362		7	7
二村台小学校	20	123		0	2
大宮小学校	42	194		4	3
共生交流プラザ	19	104		0	1
三崎小学校	93	315		4	6
館小学校	90	334		2	6
合計	900	3,048		600	40

※県の被害想定では、冬夕方、風速5mの条件で、全市の焼失棟数が算出されているものの、

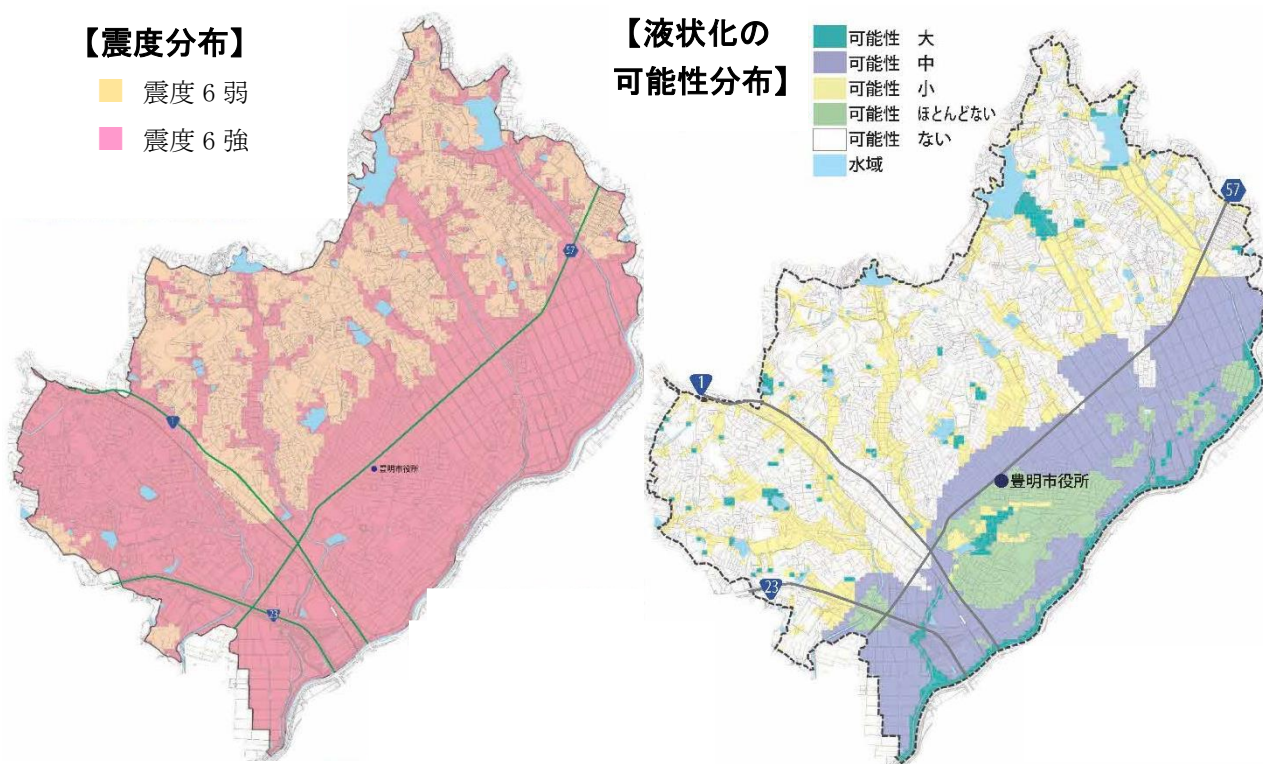
出火件数や出火点は予測困難であり、地区別の焼失棟数を推定できない。

このため、本調査においても、全市の焼失棟数を推定した。

### ＜強い揺れ、液状化に伴う被害＞

市内は、震度6強から震度6弱の強い揺れとなることが予想される。特に、境川やその支流沿いの低地で揺れが強く、さらに震源に近い市の南部の方がより強く揺れると見込まれている。

また、ため池を埋めた埋立地などでは液状化の危険度が高く、境川沿いの低地では中程度、台地を挟む谷底平野では液状化の可能性は低いと予測されている。



### ＜長周期地震動＞

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、一般に超高層建築物（高さ60m超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、超高層建築物や石油タンク等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。

本市においては、超高層建築物や大規模な石油タンク等は見られないものの、住宅や事業所等の室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがある。

## 南海トラフ地震

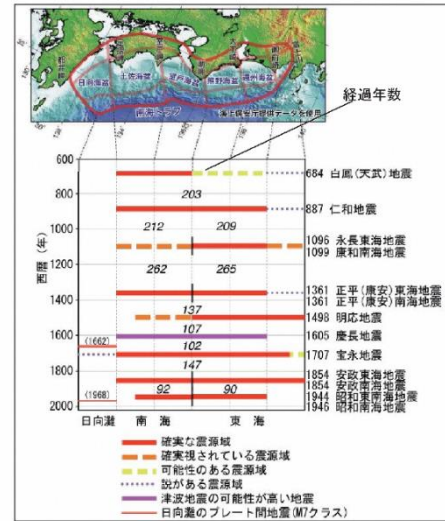
南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生的事实が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であるとされている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生的事实が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全54市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。



南海トラフの地震の歴史

(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）  
 について/地震調査研究推進本部 に加筆)

### 【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震 規模(マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：2025年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	80%	90%程度もしくはそれ以上

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

### <活断層で起きる地震>

南海トラフ地震がおおよそ100～150年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が1,000年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。

本市においては、猿投一境川断層（高根山撓曲も断層の一部とみなされる）と呼ばれる活断層が市域を縦断している。愛知県が1998年度に実施した調査によると、この断層の最新活動時期は約11,800年前である可能性が高いとされる。また、同調査では、平均変位速度及び断層の長さをもとに、経験式によって断層の活動間隔が約1.4～3.4万年程度と推定された。仮に間隔が約1.4万年であったとしても、近い将来に地震が発生する可能性が高いとは思われないものの、推定値には誤差もあるため、安全とは言い切れず、注意は怠れないと結論付けられている。



出典：地震調査研究推進本部「屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯の評価」に加筆

### 第3項 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

#### (1) 洪水・内水

本市における既往の洪水・内水については、近年では2000年9月の東海豪雨が筆頭に挙げられる。2000年9月11日から12日にかけて、時間最大雨量74.5mm、総雨量は年間降雨量の約1/3にあたる463.5mm（於：旧豊明市消防本部）を記録した。これにより、重軽傷者5名、建物被害780棟（半壊3棟、一部損壊1棟、床上浸水243棟、床下浸水533棟）の被害を受けている。

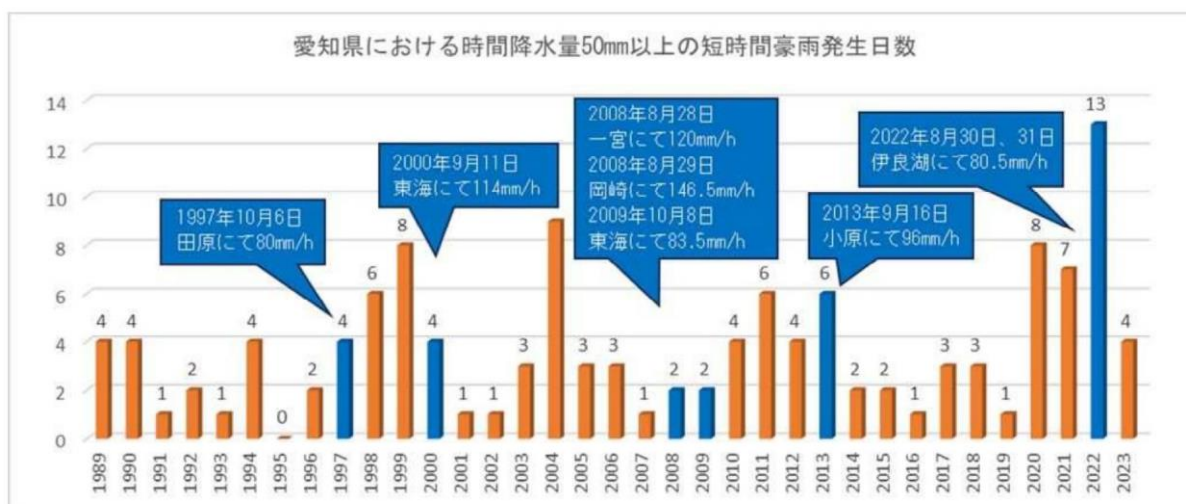
また、全国的には、2015年9月の関東・東北豪雨で、台風第17・18号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅100km～200kmの南北に伸びた降雨域のなかに多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生した。さらに、2018年の西日本豪雨（平成30年7月豪雨）では、前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、岡山県では、高梁川の支流（小田川）が本流の高梁川に合流する際に水がせき止められる「バックウォーター現象」等で水位が高い状態が長時間継続したこと等により小田川等の堤防決壊が生じ、倉敷市真備町を中心として大規模な浸水被害が発生した。2019年の台風第19号（令和元年東日本台風）では、広範囲に短時間で記録的な大雨が降り、関東・東北地方を中心に計74河川、140箇所です堤防が決壊するなど河川が氾濫し、西日本豪雨を超える浸水被害が発生した。このように洪水による被害が全国的に頻発している。

一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、頻繁に被害が発生している。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、こうした浸水に対する被害ポテンシャルは増大している。

【全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数】



【愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数】



資料：愛知県地域強靱化計画より抜粋

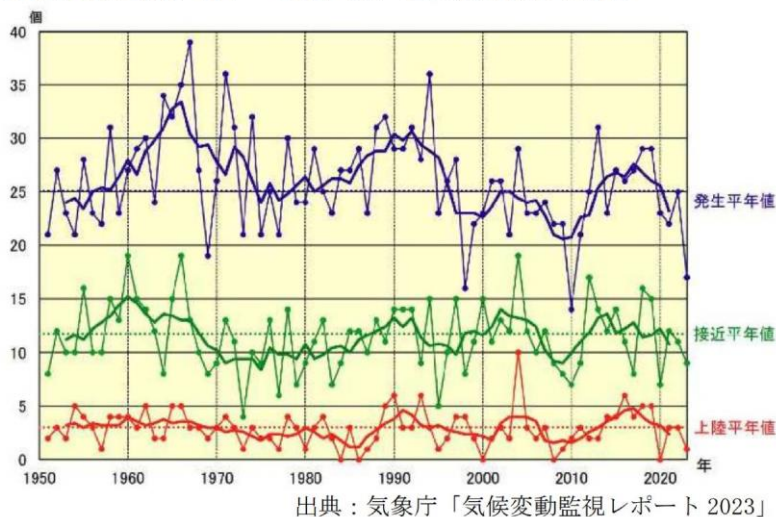
※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

## ○近年の豪雨の発生傾向

- ・ 短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・ 愛知県内においても、1時間あたりの降水量 50mm以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 100mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。

## 【台風の発生数の経年変化】

<台風の発生数、日本への接近数・上陸数の経年変化>



※細線は各年値、太線は 5 年移動平均値、点線は平均値（1991～2020 年）の 30 年平均値）を示す。

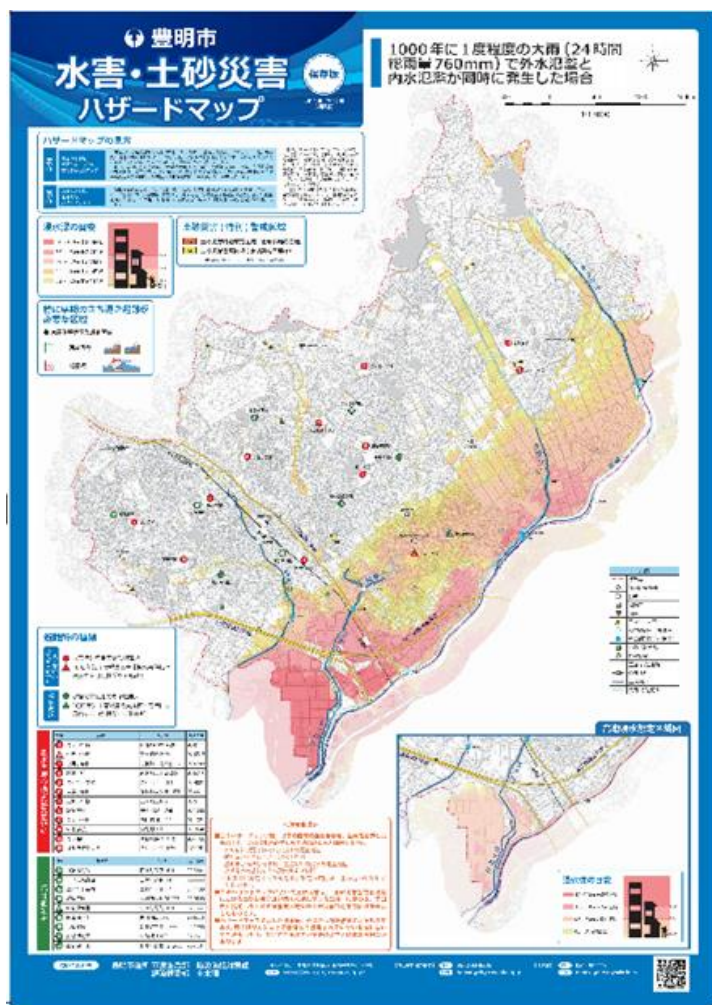
## ○近年の台風の発生傾向

- ・ 2025 年の台風の発生数は平年並の 27 個（平年値 25.1 個）だった。
- ・ 2025 年の日本への台風の接近数は平年並の 13 個（平年値 11.7 個）で、上陸数は 3 個（平年値 3.0 個）だった。

## 【河川の氾濫により想定される被害】

本市では、水防法に基づく洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川として、知事により境川が洪水予報河川に指定されている。このため、県は境川の氾濫等に係る浸水想定区域を公開し、併せて市は洪水ハザードマップ（内水の想定も含む）を作成、公表している。

また、想定を超える大雨となった場合、低地の洪水・浸水被害だけでなく、流木等による橋脚の損傷や、橋梁そのものの流出により、河川を跨ぐ交通網が寸断されることも懸念される。



資料：豊明市水害・土砂災害ハザードマップ

## (2) 土砂災害

本市には、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域・箇所が15件あり、そのうち6区域がさらに土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域・箇所が万一崩壊した場合、被害が及ぶ可能性のある人家・公共建物は33件に上る。

本市において、少なくとも近年では人家等に被害が及ぶ重大な土砂災害は発生していないが、全国的には毎年のように各地で土砂災害による被害が生じている。2014年8月に発生した広島土砂災害では、土砂災害防止施設の効果が再確認されるとともに、施設整備の立ち遅れや、土砂災害の危険性が住民に十分認識されていなかったことが明らかになった。本市でも、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒情報やその他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図る必要がある。

一方、多数の死傷者が発生するだけでなく、後年度にわたり市域の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られており、今後とも、国・県等からの技術情報に注視していかなければならない。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、200箇所を超える土砂災害が発生し、その崩壊面積は、明治以降、我が国において発生した主要な地震災害の中で最も広い13.4km<sup>2</sup>に達した。特に厚真町においては、大規模な土砂崩れが広範囲で発生し、同町吉野地区では山裾の住宅が土砂に巻き込まれるなど、多数の人的被害が発生した。

### 【1. 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

名称 (区域番号)	所在地	種類	特別警戒 区域	避難場所	避難路
社－1 (229-K-001)	三崎町社	急傾斜地の崩壊	有り	三崎小学校	二村台島原線
坂下－1 (229-K-002)	杓掛町一 之御前	急傾斜地の崩壊	有り	杓掛小学校	
大根－1 (229-K-003)	栄町大根	急傾斜地の崩壊	有り	栄中学校	
坊主山－1 (229-K-004)	杓掛町坊 主山	急傾斜地の崩壊	有り	杓掛小学校	
峠下－2 (229-K-005)	間米町鶴 根	急傾斜地の崩壊	有り	共生交流プ ラザ	
榎山－2 (229-K-006)	間米町榎 山	急傾斜地の崩壊	有り	大宮小学校	

資料：豊明市地域防災計画

## 【2. 急傾斜地崩壊危険区域・箇所】

箇所番号	所在地	崩壊により被害が及ぶ人家・公共建物		斜面区分	斜面高	避難場所	備考
		戸数	公共建物				
110452	沓掛町一之御前	0		自然	6m	沓掛小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
110453	三崎町社	10		自然	9m	三崎小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
120141	二村台7丁目	6		人工	7m	二村台小学校	
120142	栄町大根	1	特養ホーム豊明苑	人工	6m	栄中学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210286	沓掛町坊主山	1		自然	8m	沓掛小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210287	沓掛町皿池上	1		自然	8m	二村台小学校	
210288	沓掛町八幡前	1		自然	8m	沓掛小学校	
210289	沓掛町坊主山	1		自然	8m	沓掛小学校	
210290	間米町鶴根	1		自然	5m	共生交流プラザ	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210291	間米町間米	3		自然	5m	共生交流プラザ	
210292	間米町榎山	2		自然	5m	大宮小学校	
210293	栄町殿ノ山	1		自然	5m	館小学校	
220086	間米町榎山	1		人工	6m	大宮小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
220087	前後町三ッ谷	2		人工	8m	大宮小学校	
220088	栄町西大根	2		人工	5m	館小学校	
計	15箇所	33					

資料：豊明市地域防災計画

## 第4項 その他の大規模自然災害による被害

### (1) 大雪

本市においては、過去に重大な雪害は生じていない。一方で、県内では、2014年2月14日未明から雨や雪が降り始め、14日11時に名古屋市で最深積雪7cmを観測した。特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、倒木、電柱の倒壊、電線の断線を引き起こし、長期の停電状態が継続するとともに、多数の道路が通行止めとなり、一時住民が孤立している。

今後、異常気象等により普段降雪・積雪がほとんど見られない本市において、記録的な大雪が観測された場合、雪への備えが十分にある豪雪地域とは異なり、交通事故の多発を始めとした大混乱が生じるおそれがある。

### (2) 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

1994年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。愛知県においては、8月17日から8月31日まで知多半島等の21市町で実施された時間給水（最長19時間断水）により最大約39万世帯（約118万人）に影響があった。

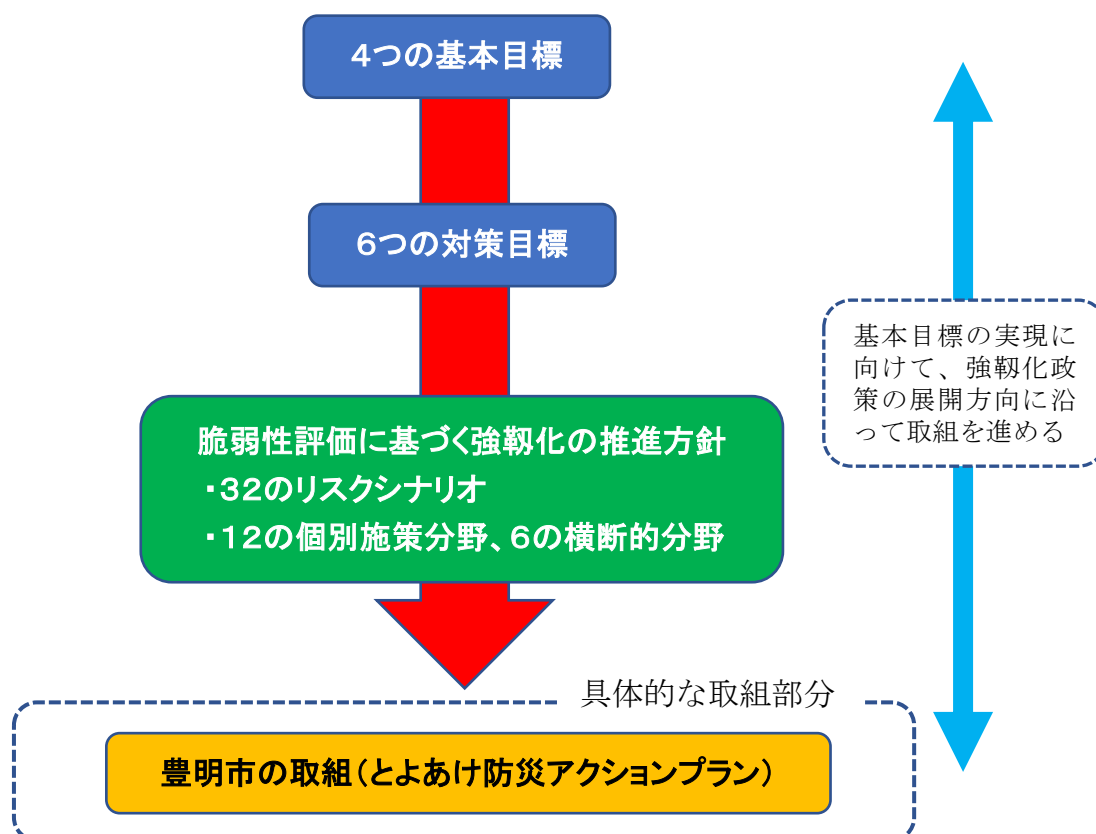
また、工業用水では操業短縮による減産分等により約303億円の被害が発生したほか、農業水産関連では、果樹、野菜、水陸稲などを中心に渇水や干ばつによる被害と高温による家畜やあさりなどのへい死による被害額は約21億円に達した。

### 第3章 計画の構成、基本目標等

#### 第1節 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。

- ① 第1章に掲げた豊明市を強靱化する意義を実現するため、4つの基本目標を設定
- ② 第2章に示した豊明市の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定
- ③ 6つの対策目標の実現に向けて、その妨げとなるものとして、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定し、豊明市の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価
- ④ 脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県、他市町村、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるにあたっての強靱化の推進方針を策定
- ⑤ 強靱化の推進方針に基づく市の具体的なアクション項目を、とよあけ防災アクションプランとして整理



## 第2節 豊明市の強靱化の基本目標等

### (1) 基本目標

第1章に掲げた「巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知、中部圏の一員として社会経済活動を確実に維持すること」を始めとする豊明市を強靱化する意義を実現するため、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進及び県における地域強靱化の4つの基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づけた。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、豊明市及び愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

### (2) 対策目標

第2章に示した豊明市の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定した。

#### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、市民の命が危険にさらされることになる。

大規模地震に伴う建物の倒壊や火災の発生、洪水・高潮に伴う浸水や土砂災害の発生、暴風雪や豪雪等の発生など、その要因は様々である。

大規模自然災害発生時においても、豊明市の地域特性に対応し、「あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進する。

#### 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、迅速な救助・救急活動の実施や、医療・福祉の提供、生活に必要な衣食住の確保、生活環境の維持などが必要となる。

大規模自然災害発生時においても、「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進する。

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

大規模自然災害発生時には、災害応急対策を実施することとなる市や県などの地方行政機関や、警察の機能維持などが必要となる。

大規模自然災害発生時においても、「必要不可欠な行政機能を確保する」ことを目標に、対策を推進する。

### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発生時、その生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合には、本市のみならず、国、県全体の経済活動に大きな影響を及ぼすこととなる。

大規模自然災害発生時においても、「経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標に、対策を推進する。

### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

大規模自然災害発生時には、情報通信サービスや電気・ガス・水道等の供給確保、交通ネットワークの機能維持など、社会機能が失われないことが重要となる。

大規模自然災害発生時においても、「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」ことを目標に、対策を推進する。

### 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

大規模自然災害の発生後、社会・経済の迅速な復興を図るためには、平常時から、復興計画を策定しておくなど、復興に向けたビジョンを持つことや、復興を支える人材の確保が必要である。

大規模自然災害発生後においても、「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」ことを目標に、対策を推進する。

## (参考) 強靱化政策の展開方向

国、県においては、基本計画の中で、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、強靱化の取組を進めていくことが重要であるとし、国土強靱化政策の展開方向を設定している。これを踏まえて、本市においても、次の展開方向に沿って取組を進める。

- 1 市民の生命と財産を守る防災インフラ（河川、砂防・治山等）の整備・管理
- 2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- 3 デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化
- 4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- 5 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

## 第4章 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針

### 第1節 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針

6つの対策目標の実現に向けて、その妨げになるものとして、「32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定し、豊明市の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価した。

また、脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県、他市町村、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるにあたっての強靱化の推進方針を策定した。

#### (1) リスクシナリオの設定

国土強靱化基本計画で設定されている35のリスクシナリオ及び豊明市の地域特性等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態として、32のリスクシナリオを設定した。

対策目標	リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

防ぐ	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-3 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	4-2 重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-6 農地等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6 SNS 等によるデマや不確かな情報の拡散による、避難行動や救助・支援が遅れることによる死傷者の発生、行政機能の著しい停滞
6 社会・経済が迅速	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビ

かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	ジョンや地域コミュニティの崩壊による合意の欠如、治安の悪化等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

## （２）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国土強靱化基本計画において設定された12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を踏まえ、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定した。

個別施策分野	
① 行政機能/警察・消防等/防災教育等	② 住宅・都市
③ 保健医療・福祉	④ エネルギー
⑤ 金融	⑥ 情報通信
⑦ 産業・経済	⑧ 交通・物流
⑨ 農政	⑩ 市域保全
⑪ 環境	⑫ 土地利用
横断的分野	
① リスクコミュニケーション	② 人材育成
③ 老朽化対策	④ 研究開発
⑤ 産学官民・広域連携	⑥ デジタル活用

### (3) 脆弱性の評価

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」及び「愛知県地域強靱化計画」、「あいち防災アクションプラン」を参考に、本市における地域強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価した。

			1 2 の個別施策分野			
			① 行政機能 / 警察・消防等/防災教育等	② 住宅・都市	～	⑩ 土地利用
リスクシナリオ	1-1	大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生				
	1-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
	～	～				
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響				

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

個別施策分野ごとの脆弱性評価結果

### (4) 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するための強靱化の推進方針を (1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに整理した。なお、強靱化の推進方針については、別紙 I に掲載した。

### (5) 複合災害への対応

令和 6 年能登半島地震の被災地では、復興の途上にあつた 9 月 20 日に大雨が襲い、仮設住宅が浸水するなど、甚大な被害が発生した。強靱化の推進にあたっては、複合災害の発生可能性についても十分に配慮する必要がある

## 第5章 具体的な取組

### 第1節 市の取組（とよあけ防災アクションプラン）

豊明市の具体的な強靱化の推進方針に基づくアクション項目と目標を伴う進捗管理指標を「とよあけ防災アクションプラン」として整理し、別冊に掲載した。

#### （1）実施期間

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

#### （2）施策体系

本計画の6つの対策目標を踏まえ、対策の柱1～6を設定した。これに加え、愛知県同様全ての対策項目に跨る市の取組を位置づける「対策の柱7」を設定した。

また、対策の柱ごとに、リスクシナリオに基づく小分類を設けた上で、必要なアクション項目を整理した。

#### とよあけ防災アクションプラン「対策の柱」

- 1 直接死を防ぐ
- 2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る
- 6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す
- 7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める。

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進

豊明市の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

#### (1) 計画の推進

本計画の推進に当たっては、豊明市防災会議を中心とした全庁的な体制の下、県、関係団体、民間企業などの関係者との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設け、取組の進捗状況を確認する。

#### (2) 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に全体を見直すこととする。また、地域活性化、地方創生との連携など、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども適宜、見直しを実施する。

なお、現在、国、県において南海トラフ巨大地震被害想定の見直しが行われており、近く、調査結果が取りまとめられる見込みである。また、これを受け、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が見直される予定である。本市においても2026年度から、国、県の調査と整合を図りつつ南海トラフ地震被害予測調査を実施を予定しており、これらの調査結果に応じて、必要が生じた場合には、本計画の見直しを行うこととする。

# I 強靱化の推進方針

## 第1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

### (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化・減災化等の促進)

- 1 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物、ブロック塀の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 2 住宅・建築物の耐震化や減災化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、建物評価手法の普及・定着、リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設促進、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化したマンションの再生・除却の促進、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。

##### (宅地の脆弱性の解消)

- 3 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。
- 4 液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。

##### (交通施設等における脆弱性の解消)

- 5 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。

##### (避難場所の確保)

- 6 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等を適切に維持する。

##### (施設等の質の向上)

- 7 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の

高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

#### **(公共施設等の防災機能強化)**

- 8 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

#### **(エレベーターへの閉じ込め防止)**

- 9 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。

#### **(防災・減災対策の不断の検討)**

- 10 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

#### **(消防団等の充実強化の促進等)**

- 11 消防団等災害対応機関の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことを想定し、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練や自主防災組織等の活性化等を継続的に推進する。

#### **(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)**

- 12 自主防災組織連合会及び市が実施する防災リーダー研修、学生の防災サポーター研修や学校、職場、区、町内会、自主防災組織等で実施される防災訓練、防災講話等を通じ、緊急地震速報により地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間が確保できることや、家具の転倒防止策等について、継続的に防災訓練や防災教育等の実施を推進する。

## 1-2 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 1 大規模火災のリスクが高く、低層の木造建築物が密集した市街地においては、火災発生時に消防車両が速やかに消火活動を開始できるよう、狭隘道路の解消に向けた取組を進める。また、公園等の公共用地に耐震性防火水槽を計画的に整備することにより、水道施設故障時にも消火活動可能な体制を構築する。

### (感震ブレーカー等の普及)

- 2 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

### (水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 3 低層の木造建築物が密集した市街地の狭隘道路解消に向けた取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ハード対策だけでなくソフト対策も強化する。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する。

### (水道防災の推進)

- 4 水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進すること等により、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する。

### (既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 5 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。

### (消防団等の充実強化の促進等)

- 6 地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進による消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する。

**(要配慮者事業所の火災予防の促進)**

- 7 要配慮者事業所スプリンクラー設置事業を推進し、介護サービス施設での大規模火災の予防を推進する。

**1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）**

**(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)**

- 1 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

**(立地の適正化及び市街地の防災機能の強化)**

- 2 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化（防災を主流化）するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。

**(粘り強い河川堤防の整備)**

- 3 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。

**(浸水想定区域の指定・見直し)**

- 4 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

**(排水機場等の運用の改善・高度化の推進)**

- 5 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。

**(橋梁や排水施設等の強化)**

- 6 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

**(鉄道施設の浸水対策の推進)**

- 7 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。

**(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)**

- 8 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

**(田んぼダムの推進)**

- 9 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。

**(学校施設の浸水対策の推進)**

- 10 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

**(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)**

- 11 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るため

には、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、自主防災会、地区住民、民生委員及び介護事業者等が市と連携しながら地区防災計画、個別避難計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

#### **(住宅・建築物の屋根の耐風対策)**

- 12 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。

#### **(TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等)**

- 13 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。

#### **(気候変動を踏まえた防災の推進)**

- 14 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国の動向を踏まえて、対応策を検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

#### **(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)**

- 15 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、国、県が設立する水防災協議会に加盟し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

#### **(グリーンインフラの推進)**

- 16 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。

**(ハザードマップの作成・公表)**

- 17 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を基にハザードマップの作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

**1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生**

**(土砂災害・洪水対策等の推進)**

- 1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に災害が発生した場所等、土砂・洪水氾濫が発生する可能性が高い流域において、同様の地形的特徴のある場所等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。
- 2 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、土砂・流木災害対策を推進する。
- 3 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等、維持管理・更新等、県の実施事業に協力していく。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。
- 4 ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を行う。
- 5 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等を進めるとともに、大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進する。

**(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)**

- 6 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

## 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### (死傷者の発生防止のための対策)

- 1 大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路、県道と並行する市道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推し進める。
- 2 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化する。特に、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底及び乗客への具体的情報提供の強化、関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう対策を進める。
- 3 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。

### (情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 4 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないように、他の情報伝達手段（同報無線等）により災害情報を配信できるよう整備・多重化する。

## (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### (災害対応の体制・資機材強化)

- 1 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、TEC-FORCEの連携体制の強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、応援部隊の活動拠点等の整備を進める。

**(災害対応業務の実効性の向上)**

- 2 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 3 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 4 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

**(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)**

- 5 地域における活動拠点となる消防団詰所等の耐災害性を更に強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

**(住宅・建築物の耐震化等の促進)**

- 6 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

**(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)**

- 7 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害、高潮対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるように推進する。

**(避難行動要支援者の救助・救急活動)**

- 8 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する。

**(消防団員の確保)**

- 9 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることか

ら、人口減少、人口流出対策を含め、火災及びその他災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

**(消防団の充実強化の促進等)**

- 10 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 11 消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する。

**(ドローンを活用した情報収集)**

- 12 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。

**(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)**

- 13 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を推進する。

**2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

**(医療施設の耐震化等の促進)**

- 1 耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を推進する。

**(医療機関における自立・分散型エネルギー供給の促進)**

- 2 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備等の強化を実施する。

**(医療リソースの供給体制の確立)**

- 3 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。

- 4 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、災害拠点病院である藤田医科大学病院に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利用施設)の設置等を促進する。

#### (連絡体制・通信手段の確保等)

- 5 災害時において医療機関が都道府県やDMAT(災害派遣医療チーム)等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備する。
- 6 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
- 7 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。

#### (BCP策定の促進等)

- 8 BCP未策定の病院・診療所や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る。

#### (DMAT及びDPAT(災害派遣精神医療チーム)の計画的な養成等)

- 9 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けたDMATや災害支援ナースの更なる養成を推進する。
- 10 どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPATの整備を進める。
- 11 災害対策本部においてDMATの派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。

#### (医薬品等の供給確保)

- 12 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国・県との連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、医薬品のうち輸血用血液製剤については、災害時等に必要な供給を確保するため、日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 13 医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。

**(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)**

- 14 大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。
- 15 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。

**(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

- 16 DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用、洪水・土砂災害・対策等を進める。
- 17 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や市民へ自動車による外出を控えるよう、理解と協力を促す。
- 18 患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。

**(民間事業者との連携による燃料の確保)**

- 19 サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

**(人工透析患者等への対策)**

- 20 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- 21 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

**(社会福祉施設の災害対応機能の強化)**

- 22 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る。

**(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)**

- 23 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。
- 24 福祉輸送事業者等との連携を図り、要配慮者等の搬送手段確保を図る。

**(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)**

- 25 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チームを編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

**(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)**

- 26 災害による多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

**2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生**

**(避難所における良好な生活環境の確保等)**

- 1 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する。
- 2 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
- 3 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある。避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。

**(避難生活における要配慮者支援)**

- 4 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確

保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策として介護事業者等との協定による福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

- 5 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 6 市内における災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

#### **(被災者の健康管理)**

- 7 被災地における精神保健医療機能を維持するため、DPAT の整備を進める。
- 8 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、瀬戸保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 10 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
- 11 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
- 12 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
- 13 災害時歯科保健医療活動の体制整備及び人材確保を図る。
- 14 災害時の栄養・食生活支援活動の体制整備を図る。

#### **(避難所の運営体制等の整備)**

- 15 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
- 16 ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
- 17 社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図る。

#### (ペット防災の推進)

- 18 避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。

#### (避難行動要支援者への支援)

- 19 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

#### (避難所以外への避難者の対策の促進)

- 20 車中避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を推進する。

#### (避難所の耐震化等の推進)

- 21 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
- 22 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 23 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
- 23 下水道が使用できない場合に備え、トイレカーやマンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を推進する。

#### (ごみやし尿の処理体制の構築)

- 24 ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を推進する。

#### (火葬体制の確保)

- 25 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある火葬計画を策定する。

**(地区防災計画の策定・充実の促進)**

- 26 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国を取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。

**(住宅・建築物の耐震化・減災化等)**

- 29 膨大な数の被災者が発生し、避難所の収容能力を大幅に上回る事態が想定されるため、住宅・建築物の耐震化や減災化、常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

**(備蓄等の促進)**

- 30 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

**2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

**(後方支援体制の構築)**

- 1 都道府県や被災影響の少ない近隣市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。

**(応急用食料や生活必需品等の調達)**

- 2 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に協定により連携している民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
- 3 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
- 4 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。
- 5 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

#### (燃料供給の確保)

- 6 SS の燃料在庫能力の強化を図るとともに、供給体制の維持が図られるよう、SS における防災訓練等を進める。
- 7 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。
- 8 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、市・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 9 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。
- 10 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

#### (輸送ルートの確保対策の実施)

- 11 輸送ルートの確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。(都市計画道路桜ヶ丘沓掛線・都市計画道路大根若王子線・都市計画道路平手豊明線)
- 12 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることが抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 13 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 14 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。

#### (迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 15 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

#### (農業水利施設の電源確保)

- 16 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

### (帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 1 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を促進する。

### (帰宅困難者等対策の推進)

- 2 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。

### (帰宅支援場所の整備)

- 3 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等を適切に維持する。

### (災害時の道路情報提供体制の強化)

- 4 災害時における情報提供が遅れないよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。

### (観光客等滞留者への対応)

- 5 災害発生時における観光客の安全確保を図る。
- 6 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。
- 7 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 8 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、観光庁の「Safety tips」や愛知県の多文化共生 Web サイト「あいち多文化共生ネット」により訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せに対応するなどの環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

## 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### (衛生環境の確保等)

- 1 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 2 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況の把握に努める。
- 3 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

### (医療活動を支える取組の推進)

- 4 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT（災害時派遣医療チーム）については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。
- 5 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が困難となり、被災者の健康・心理状態の悪化による死亡者の発生までに至ることも想定されることから、DHEAT が災害発生時に都道府県等に設置される保健医療福祉調整本部や瀬戸保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整機能が円滑に進むように備える。
- 6 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする。

### (避難所等における衛生環境の確保)

- 7 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
- 8 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。

### (下水道施設の耐震化等)

- 9 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 10 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。

### (3) 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(交通機能の確保)

- 1 信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

- 2 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

#### 3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(情報伝達体制の確保)

- 1 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

#### 3-3 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(業務継続計画の見直し)

- 1 災害対応現場の中心的役割を担う行政の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

**(職員の不足への対応)**

- 2 国や県内外の自治体からの応援職員を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の見直しなど、受援体制の整備を促進する。
- 3 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

**(公共施設等の耐震化等の推進)**

- 4 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める。

**(防災拠点等の電力確保等)**

- 5 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

**(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)**

- 6 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

**(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)**

- 7 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。

**(情報発信体制の強化)**

- 8 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等への SNS 活用を検討する。また、個人が発信する SNS 上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する。

**(タイムラインの策定)**

- 9 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する。

- 10 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する。

**(被災者支援の取組等)**

- 11 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

**(応急活動等の継続のための事前対策)**

- 12 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する。

**(災害応急対策の実施体制の確立)**

- 13 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

**(国・県・他市町村間の連携強化)**

- 14 避難指示等に関する意思決定に対し、国・県への要員の派遣依頼など、国・県・他市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する。

**(火葬体制の確保)**

- 15 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図る。

**(遺体の処置体制の確保)**

- 16 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。

## (4) 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### (個別企業BCP策定等の促進)

- 1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCPの策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。

#### (民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 2 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
- 3 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

#### (サプライチェーン確保のための人材育成)

- 4 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材の育成に努める。

### 4-2 重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

#### (スマート保安の普及)

- 1 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

#### (有害物質等の流出防止対策)

- 2 有害物質が流出する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する。

- 3 有害物質等の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うことにより有害物質等の漏えいへの対応力を高める。
- 4 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。

#### **(石綿飛散防止対策)**

- 5 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける。
- 6 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める。

#### **(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)**

- 7 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

### **4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響**

#### **(郵便サービスの確保)**

- 1 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便（株）において、必要に応じて BCP の見直しを行い、実効性を確保するとともに、交通の麻痺が生じないよう道路防災対策等を進める。

#### **(金融機関における防災対策の推進)**

- 2 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトを確保する。
- 3 金融関係機関合同の防災訓練を定期的実施し、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 4 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 5 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよ

う、預金口座へのマイナンバー付番等を進める。

#### 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### (食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 1 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、複数の園芸生産農業者によるBCPの策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する。
- 2 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
- 3 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時においては、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
- 4 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

##### (農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 5 農業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道等の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 6 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、防災・減災対策を促進する。

##### (物流インフラ網の構築)

- 7 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

#### 4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### (上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 1 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

##### (水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 2 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

**(水の安定供給)**

- 3 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 4 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
- 5 水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

**4-6 農地等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下**

**(農地等の荒廃防止)**

- 1 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。

**(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

**5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態**

**(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)**

- 1 災害情報を全ての市民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する同報無線、携帯電話（緊急速報メール、豊明市メール配信サービス）、ホームページ、Lアラート、SNS等の情報伝達手段の多重化を促進する。
- 2 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、多様なメディア等によるLアラートの更なる利活用を推進する。
- 3 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

**(緊急通報の事業者間ローミング実現に向けた検討)**

- 4 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。

**(放送設備等の防災対策)**

- 5 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。

**(河川情報の冗長化の推進)**

- 6 きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における市民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に市民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。

**(情報・データ活用環境の整備)**

- 7 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。

**(情報通信インフラの整備)**

- 8 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、市内すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。
- 9 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。

**(道路被害情報共有の強化)**

- 10 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

**(情報伝達手段・体制の確保)**

- 11 情報伝達体制の維持を図るため、同報無線等の通信施設の整備を図るとともに、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、電源を確保する。

**(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)**

- 12 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 13 外国人県民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

**(情報伝達手段の多様化の推進)**

- 14 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。

**(効果的な教育・啓発の実施)**

- 15 住宅・建築物の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知や豊明市メール配信サービス、広報とよあけ、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害発生時の早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

**(避難指示等の発令)**

- 16 避難指示等の発令については、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、空振りをおそれず、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 17 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 18 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災情報システムの運用を引き続き行う。

**(状況情報を基にした主体的避難の促進)**

- 19 最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あら

かじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

#### **(避難の円滑化・迅速化)**

- 20 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる。
- 21 データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていることから、地方分散によりデジタルインフラの強靱化を進める。

### **5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止**

#### **(電力供給ネットワーク施設の耐災害性強化)**

- 1 送電塔等の災害対策を強化する。

#### **(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)**

- 2 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
- 3 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体（豊明建設業協会等）、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。

#### **(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)**

- 4 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。

#### **(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)**

- 5 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス

等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

**(停電時における電動車等の活用)**

- 6 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

**5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止**

**(計画に基づく訓練の実施、改善)**

- 1 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列BCPについて、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。

**(民間事業者との連携による燃料の確保)**

- 2 サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

**(燃料輸送対策の推進)**

- 3 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進める。

**(SS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化)**

- 4 SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。

**(スマート保安の推進)**

- 5 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセ

ンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

#### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設の防災対策の強化)

- 1 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。

##### (浄化槽の整備)

- 2 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換及び既設の合併処理浄化槽の適切な維持管理（とりわけ少人数高齢者世帯）を促進する。愛知県と連携をとり、設置・管理状況の把握を推進する。

##### (汚水処理施設の防災対策の強化)

- 3 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

##### (代替水源の確保)

- 4 被災時の生活用水等の確保を図るため、災害時協力井戸（善意の井戸）や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する。

##### (水道施設の防災対策の強化)

- 5 水道施設故障時の応急対応を早期に行うために、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状を適切な把握が重要であり、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。

#### 5-5 幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

##### (交通施設の防災対策の推進)

- 1 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを確保するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。

- 2 橋梁や舗装等の道路施設について、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 3 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
- 4 災害時においても道路交通の安全を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
- 5 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を推進しつつ、引き続き防災設備の整備、BCPの策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
- 6 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 7 地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 8 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網を確保し、地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
- 9 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

#### （災害時における放置車両対策）

- 10 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

#### （道路啓開など総合啓開の連携強化）

- 11 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

**5-6 SNS等によるデマや不確かな情報の拡散による、避難行動や救助・支援が遅れることによる死傷者の発生、行政機能の著しい停滞**

**(正確な情報発信)**

- 1 公式 SNS による正確な情報の発信を行う。

**(情報の真偽の確認)**

- 2 SNS 等により挙げられた情報を鵜呑みにするのではなく、情報の真偽を確認し、救助活動を実施する。

**(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

**6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域コミュニティの崩壊による合意の欠如、治安の悪化等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態**

**(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)**

- 1 復興まちづくりのための事前準備に着手するとともに、優良な事例の横展開やガイドラインの策定等により、事前復興まちづくり計画の策定などを進めていく。
- 2 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。
- 3 サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 4 災害時においては、地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。

**6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態**

**(復旧・復興を担う人材等の育成等)**

- 1 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 2 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることとなっているが、近年で

は、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから、NPO 等との協定の締結等するなど連携の強化を図る。

- 3 復興を支える人材の不足に対応するため、都道府県などで復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 4 事前防災や復旧復興を担う建設業界は、高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、中長期的な担い手の確保・育成、適正な請負契約の推進といった取組を進める。
- 5 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。

#### (災害ボランティアの円滑な受入)

- 6 ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 7 ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。

#### (事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 8 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に災害対応の経験が少ない市職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 9 復興まちづくりのための事前準備に着手を促進するとともに、事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するよう推進する。
- 10 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 11 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。
- 12 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の実効性の確保)

- 1 市の災害廃棄物対応能力向上を支援するとともに、公費解体に係る体制整備や、

県、他市町村、業界団体等との連携を図るなどの取組を通じ、豊明市災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。また、継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

**(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)**

- 2 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。

**(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)**

- 3 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報収集、共有を図り、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

**(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)**

- 4 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

**6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態**

**(被災建築物や被災宅地の危険度判定)**

- 1 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

**(家屋被害への対応の迅速化)**

- 2 住家の被害認定調査及び罹災証明書の迅速な発行について、被災者の生活再建に遅れが生じないように交付体制の確立を図る。
- 3 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図る。

**(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)**

- 4 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害

廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

**(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)**

- 5 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

**(生活再建の促進)**

- 6 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。

**(地籍調査の推進等)**

- 7 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、地籍調査の推進し、登記所備付地図の整備を進める。
- 8 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。
- 9 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、緊急撮影等により撮影された空中写真等の地理空間情報を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院及び国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果の統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。

**(所有者不明土地への対策)**

- 10 改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

**6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

**(文化財の保護、耐震化等の推進)**

- 1 文化財の被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。
- 2 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンイン

フラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

**(環境資産の喪失の防止)**

- 3 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。

**(コミュニティの活力の確保等)**

- 4 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。
- 5 コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
- 6 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

**6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

**(的確な情報発信のための体制強化)**

- 1 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 2 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 3 外国人県民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

## 第2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

### (1) 個別施策分野

#### ①行政機能/警察・消防等/防災教育等

##### ■行政機能

###### (地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 1 複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画（BCP）については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえ、情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

###### (非常時優先業務の実施)

- 2 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る。そのため、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、防災拠点と国や県、関連事業者等との連携等を推進する。

###### (災害対応力の強化)

- 3 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
- 4 市公共施設（建築物）の耐震化の防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震に対し、耐震化対策が行われている。耐震化率は100%（令和8年3月）となっており、進捗しているものの、老朽化していく施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれないよう、対策を推進する。ま

た、浸水想定等に基づく水害対策についても取組を進める。

- 5 国や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、他市町村との応援協定の締結や受援計画の改定など、受援体制の整備を促進する。
- 6 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う。
- 7 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。
- 8 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなど対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

#### (防災の主流化)

- 9 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、市民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

#### (避難生活環境の向上)

- 10 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施する。
- 11 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
- 12 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

### ■警察・消防等

#### (情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 13 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民

間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

- 14 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。
- 15 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

#### (訓練等による人材・組織の充実、装備・資機材の充実等による災害対応力の向上)

- 16 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 17 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路の啓開や民間輸送業者を含む体制整備を推進する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練を実施する。

#### (救出・救助等に係る体制強化)

- 18 自衛隊、警察、消防、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・装備資機材等の充実強化を推進する。また必要に応じて、限られた時間で最適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等のデジタル化を踏まえた取組を進める。
- 19 TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

### ■防災教育等

#### (効果的な教育・啓発の実施)

- 20 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、学校や職場、区・町内会の自主防災組織を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた県の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

- 21 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。

## ②住宅・都市

### (住宅・建築物の耐震化・減災化等の促進)

- 1 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。
- 2 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 3 そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。
- 4 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。
- 5 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。

### (火災対策)

- 6 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。
- 7 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。
- 8 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

#### (帰宅困難対応)

- 9 市内名鉄駅の駅周辺においては、大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者等が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 10 一定水準の防災機能を備えたオープンスペースが少ないため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等を適切に維持する。

#### (水の確保、排水・汚水処理機能の確保)

- 11 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。また、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。さらに、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 12 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。また、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 13 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。
- 14 水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。

#### (各種施設の災害対応機能の強化)

- 15 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について、個別施設計画の内容の充実を促しつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 16 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
- 17 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、

受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

- 18 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 19 災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化（防災を主流化）するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化を図る。
- 20 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

#### **（大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進）**

- 21 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る。

#### **（危険な空き家の除却等に関する取組）**

- 22 危険な空き家について、除却や適正管理がされるよう指導・助言・補助金等の支援などの取組を推進する。

#### **（関係機関による連絡調整）**

- 23 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

#### **（道路の防災対策の推進）**

- 24 緊急輸送道路としての役割を果たす都市計画道路の未完成区間の計画の具体化に向けた取組を進める。また、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。

**(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)**

- 25 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。
- 26 生業（農産業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。

**(復興に向けた住まいの在り方)**

- 27 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 28 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

**(浸水対策の推進)**

- 29 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

**(流域治水の推進)**

- 30 都市化の進展の著しい境川流域は、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域の更なる開発に伴う雨水流出量の増加に対応し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑な流域水害対策の推進を図る。また、その他の流域においても関係機関と連携して流域治水に努める。

**(文化財の防災対策等)**

- 31 市民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。

**③保健医療・福祉**

**(医療施設等の耐震化・施設等整備の推進)**

- 1 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び

耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。

- 2 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化や病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
- 3 災害時において医療機関が県やDMAT等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段の整備を推進する。

#### （災害医療体制の整備）

- 4 BCP未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率と実効性の向上を図る。
- 5 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備など）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた部局横断的な具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
- 6 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、災害時等に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するため、発災時等に日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 7 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
- 8 災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置等、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 9 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。
- 10 かかりつけ医・かかりつけ薬局が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関や薬局で被災者の投薬歴（お薬手帳やオンライン資格確認等システム）等を参照し、適切な治療が行われるようにする。

#### （感染症対策）

- 11 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 12 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基

づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める。

#### (災害時保健活動の確保)

- 13 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、DHEAT の派遣要請及び派遣された DHEAT が災害発生時に指揮調整機能が円滑に進むよう、受援体制を整備する。
- 14 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 15 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定する。
- 16 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

### ④エネルギー

#### (エネルギー供給体制の強化)

- 1 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
- 2 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。

#### (エネルギー関連施設の機能向上)

- 3 SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。

#### (エネルギー供給の多様化)

- 4 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 5 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

#### (災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 6 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

#### (民間事業者との連携による燃料の確保)

- 7 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、SS の石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報整備を図る。

#### (電力設備の早期復旧体制整備の推進)

- 8 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 9 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 10 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

#### (停電時における電動車等の活用)

- 11 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

## ⑤金融

### (金融関連施設の機能向上)

- 1 全ての主要な金融機関において、店舗等の耐震化や自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保、通信手段の多様化等の対策を早期に実施する。

### (金融サービスの体制強化)

- 2 金融決済機能の継続性を確保するため、金融庁・中央銀行と各金融機関が合同で防災訓練等を定期的実施するとともに、その結果を基にBCPを見直し、実効性の維持・向上を図る。

### (金融機関における情報発信)

- 3 災害が発生した場合には、各金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。また、金融機能の停止による信用の不安の発生リスクを低減させるため、災害時情報発信手段を複数確保する。

## ⑥情報通信

### (情報提供・共有の充実)

- 1 防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有のために国が整備している新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との連携強化を進める。
- 2 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等によるLアラートの更なる利活用を推進する。

### (情報通信施設の耐災害性の向上)

- 3 防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、行政の機能不全に陥ることを防ぐため、防災通信設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルート of 多重化を進める。
- 4 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。
- 5 災害情報を全ての県民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 6 郵便事業の継続及び速やかな復旧を可能とするため、日本郵便(株)において、

BCP に沿った適切な災害対応を行うとともに、必要な場合には BCP を見直し、実効性の向上を図る。

#### **(情報手段の多様性の確保)**

- 7 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を進める。
- 8 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 9 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

#### **(災害情報システムの機能向上等)**

- 10 リアルタイムで被害情報を集約・分析・共有するために整備・運用している各機関の災害情報システムについて、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。
- 11 また、アクセス集中等によるシステムダウンを回避する関係施策の充実を図る。
- 12 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。

#### **(情報の集約化と提供体制の確立)**

- 13 避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールを確立する。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る。

#### **(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)**

- 14 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

**(地震・津波観測体制の充実・強化等)**

- 15 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る。

**(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)**

- 16 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む。
- 17 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

**(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)**

- 18 大規模災害発生時に通信サービスが途絶した場合における迅速な応急復旧のため、国・県・通信事業者等により、初動対応を想定した訓練を実施し、電力供給、燃料供給、倒木処理等に係る関係機関との連携強化を図る。また、実際に災害が発生した際に通信サービスが途絶してしまった場合であっても早期に復旧できるよう、国や電気通信事業者等に対し、移動電源車や災害対策用移動通信機器を迅速に借り受ける等の体制を整備する。

**⑦産業・経済**

**(事業継続体制の構築に向けた支援)**

- 1 BCP未策定企業については、BCPの重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定を引き続き促進する。中小企業に対しては、保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発を含め、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。
- 2 企業の本社機能等の移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 3 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。
- 4 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

**(産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等)**

- 5 産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図る。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

**(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)**

- 6 多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

**(建設業における担い手の確保等)**

- 7 災害時の道路啓開等の復旧復興を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等によって担い手が不足しており、担い手確保・育成の観点から、就労環境の改善を図るとともに、デジタル化を通じて生産性の向上を図る等、若者にとって魅力ある職場環境を構築する。

**(中小企業の事業活動継続への支援)**

- 8 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

**(豊明市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)**

- 9 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

**⑧交通・物流**

**(道路施設の耐震化、耐災害性向上)**

- 1 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 23 号名豊バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する。
- 2 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 3 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路が流失し被災地へアク

セスできず孤立が長期化することを防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

- 4 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の法面・盛土において、レーザープロファイラ調査や SAR 衛星の活用等により把握される災害リスクや近年の被災事例等を踏まえ、耐災害性評価（リスクアセスメント）等も参考にしつつ、効率的・効果的に対策を推進する。
- 5 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。
- 6 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。
- 7 大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを押し進めるほか、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。

#### **（交通網・交通拠点の整備）**

- 8 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを始め避難路や輸送路の確保にも資するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。
- 9 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
- 10 大規模災害等の際に道路交通が麻痺することを防止し、安全な道路交通を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。

#### **（交通マネジメント、交通情報の提供）**

- 11 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
- 12 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 13 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情

報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。

- 14 災害時における情報提供が遅れぬよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。

#### **(緊急輸送道路等の確保対策)**

- 15 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 16 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 17 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 18 大規模災害時においては、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔で網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
- 19 道路啓開等総合啓開などの復旧・復興業務を迅速に行うため、これらの業務を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を推進する。

#### **(鉄道施設の浸水対策、耐震化、危機管理体制)**

- 20 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進する。また、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。
- 21 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、引き続き洗掘防止対策や異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。また、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
- 22 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化する。また、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、降積雪の状況等に応じた総合

的な雪害対策が適切に実施されるよう対策を進める。

- 23 老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。

#### **(帰宅困難者等対策)**

- 24 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
- 25 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を推進する。
- 26 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等を適切に維持する。

#### **(旅行者対策)**

- 27 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 28 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せに対応するなどの環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

#### **(物流に係る災害対策)**

- 29 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。また、避難所への物資を滞りなく届けるため、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
- 30 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者におけるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。
- 31 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクについて認識の共通化を進め、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

## ⑨農政

### (農用地における防災・減災対策)

- 1 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。
- 2 「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。

### (国内の食糧生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化)

- 3 農業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 4 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
- 5 農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

### (農業の振興、地域コミュニティの維持による災害対応力向上)

- 6 農業集落が衰退・消滅し、地域コミュニティ機能が低下することを防ぐため、集落における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。また、市域の保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農業集落のコミュニティの維持・活性化を図る。
- 7 農業集落において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を適切に整備する。

### (サプライチェーンの災害対応力の強化)

- 8 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、強靱な道路網の整備を推進するとともに、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。

**(応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進)**

- 9 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
- 10 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

**(都市農業の振興等)**

- 11 災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。
- 12 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を支援する。

**⑩市域の保全**

**(総合的な市域の保全対策の推進)**

- 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川堤防等の耐震化、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、想定し得る最大規模の洪水、内水及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 2 河川の整備に係る計画等について、洪水、内水、土砂災害、高潮等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮して見直しを行う。
- 3 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係行政機関の緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

- 4 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
- 5 豪雨や地震等に伴う土砂災害から市民の生命・財産の被害を防止・軽減するため、砂防施設等の整備を推進する。
- 6 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、砂防設備、下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。
- 7 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
- 8 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、地域気候変動適応計画策定を支援する。
- 9 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国、県の動向を踏まえ、対応について検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

#### (ソフト対策の充実)

- 10 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設や地下街の事業所等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する。
- 11 豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、洪水・内水・高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及び GIS データの作成、緊急速報メールを活用したプッシュ型配信、避難情報の的確な発令を支援する水害対応タイムラインの作成等を進める。
- 12 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、都道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。
- 13 人工衛星による昼夜・天候を問わない観測や、UAV による即時性の高い調査を通じて、深層崩壊・天然ダム・火山噴火による降灰等の状況を調査し、土砂・洪水氾濫等の土砂移動の影響範囲の把握を迅速化することにより、二次災害防止対策

の実施、住民等の実効性のある警戒避難体制構築の支援を促進する。

- 14 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。

#### (効果的な施設整備)

- 15 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

#### (国、県からの技術的支援)

- 16 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウ不足に関し、技術的支援を迅速に受けるための事前の体制を整備する。

#### (健全な水循環の維持、回復)

- 17 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する。

#### (活断層に関する情報提供の実施)

- 18 市内の活断層について、引き続き市民に広く周知する。

#### (災害対応策の高度化等)

- 19 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・自律化・遠隔化技術等の開発・改良等を促進する。また、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成に中長期的に取り組むとともに、市職員の技術力向上、災害復旧事業等への支援体制の強化等を推進する。

## ⑪環境

#### (自然生態系を活用した防災・減災の推進)

- 1 社会の強靱性の向上に資する自然生態系の機能の更なる活用に向け、自然環境の保全・再生に適した場所の可視化方法や生態系機能の評価方法など、技術的知見

の蓄積を図る。また、その情報発信、取組支援等を通じ、Eco-DRR の現場実装を進める。

- 2 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。

#### **(大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理)**

- 3 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 4 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

#### **(災害廃棄物処理計画の実効性の向上等)**

- 5 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、他市町村、業界団体等との広域連携を図る。

#### **(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)**

- 6 化学物質の漏えいへの対応力を高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国、県と連携し、地域間で協力して対応する。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。

#### **(浄化槽の災害対応力の強化)**

- 7 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの整備を進めるとともに、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討する。また、施設の老朽化・耐震対策を実施する。

#### **(地球環境問題への対応等)**

- 8 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、濁水の深刻化などが予想されているため、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める。
- 9 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。

## ⑫土地利用

### (安全な地域づくり)

- 1 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
- 2 持続可能で多様性に富む強靱な地域を形成するため、新たな国土形成計画に示された「シームレスな拠点連結型国土」の考えを基本に、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じた災害時等のリダンダンシー確保のための取組等を推進する。
- 3 コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。

### (復興事前準備・事前復興の推進)

- 4 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 5 復興まちづくりのための事前準備に着手するとともに、既に計画を策定している市町村の優良な事例やガイドライン等により、各種取組内容が充実するよう推進する。

### (地籍整備の促進)

- 6 緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、登記所備付地図を整備する。

### (所有者不明土地への対策)

- 7 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

### (首都機能をバックアップできる県土構造の構築)

- 8 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる県土構造の構築に取り組む。

9 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や市町村の強靱化を進める。

## (2) 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

#### (地域強靱化に関する教育等の推進)

- 1 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助・共助の取組を効果的で持続的なものとする。このため、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 2 災害発生時に一人一人が迅速・的確に行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。住民が主体的で適切な行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することにより、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。また、国、県による広域的かつ実践的な訓練の実施や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

#### (地域の災害対応力の向上)

- 3 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。

#### (災害対応業務の実効性の向上)

- 4 民間企業や防災に関する専門家の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高める。

#### (自助の取組の促進)

- 5 BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める。

**(非被災地への情報発信)**

- 6 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を構築する。

**(要配慮者への対応)**

- 7 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

**(災害対応業務の標準化等)**

- 8 大規模自然災害発生時には、国や県、その他地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

**(共助社会づくり)**

- 9 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
- 10 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。

**(高齢者の役割の再認識)**

- 11 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する。

**(避難の円滑化、迅速化等)**

- 12 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 13 高齢者等の要配慮者避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 14 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
- 15 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 16 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸

水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。

- 17 水害に直面した際に市民が正しい行動がとれるよう、市民目線の情報提供や、市民の自発的な行動を促す地域協働型の取組など「みずから守るプログラム」の推進を図る。

#### (地震に関する調査及び情報提供)

- 18 想定される巨大地震等について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定を推計・見直しを適宜実施し、調査結果を周知する。
- 19 愛知県内の地震の発生状況等について分析を行い、市民に周知する。
- 20 市内の活断層について、引き続き市民に広く周知する。
- 21 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。

## ②人材育成

#### (人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 1 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
- 2 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 3 復興を支える人材の不足に対応するため、復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 4 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない市職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 5 市職員に対して、防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化、災害救助法の理解促進等を図る。
- 6 大規模な自然災害の発生に備えて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT や災害支援ナース、自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
- 7 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染

拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。

- 8 災害対策本部において DMAT の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 9 どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPAT の整備を進める。
- 10 災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 11 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
- 12 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
- 13 石油化学業界をはじめとした多様な産業における原材料の安定供給を確保するため、被災リスクの軽減や災害発生時の供給施設の被害状況の把握などに関する知識とノウハウを有し、サプライチェーン全体を総合的に管理できる人材の育成に取り組む。
- 14 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安の更なる普及を図る。
- 15 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

#### (指導者の育成)

- 16 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進する等のため、地域社会等において、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し、実戦的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材を育成する必要がある。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。

### ③老朽化対策

#### (インフラ老朽化対策等の推進)

- 1 インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で膨大な市公共施設の老朽化に対応するため、豊明市個別施設計画に基づ

き、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

#### (維持管理の体制整備)

- 2 インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理するための予算や人的資源の不足が懸念されているため、ドローンやAI、IoTを活用したりリモートセンシング等、少ない人手で効率的に対応できるような技術活用や実行性ある維持管理体制の整備を進める。

### ④研究開発

#### (技術開発成果の転用と活用)

- 1 地域の特性等を踏まえて災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。
- 2 CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める。

#### (イノベーションの創造)

- 3 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、スマート防災ネットワークの構築等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る。

### ⑤産学官民・広域連携

#### (大規模災害時の広域連携)

- 1 広域的な連携体制や応援体制の構築にあっては、市内に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮し、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する。
- 2 県及び他市町村と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各々の計画や地域等で連携した計画の策定、大規模災害を想定した広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実践的な共同訓練の実施等を推進する。

#### (産学官民の連携)

- 3 道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、帰宅困難者等対策、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。
- 4 連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や自立・分散型エネルギーの導入、施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 5 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有、円滑な避難行動の促進や物資の調達・輸送に向け、デジタル活用等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の官民で連携した取組を推進する。
- 6 個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域 NPO が連携した受入体制の整備をする。また、災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。
- 7 平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。
- 8 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、市内の企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。
- 9 豊明市の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる。

#### (南海トラフ地震の他市町村との連携)

- 10 市域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣市町との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、他市町村との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

#### (新時代に地域力をつなぐ国土の形成)

- 11 「新たな国土形成計画」で示された「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、未曾有の人口減少、少子高齢化や巨大災害リスクの切迫化など地域が直面する諸課題を克服する「地域力」を高めるため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築する。

#### (地域の民間企業等との連携)

- 12 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 13 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。
- 14 物流機能やサプライチェーンの維持のため、物流事業、製造業、農業関係者の BCP 未策定企業に対する BCP 策定への理解促進とともに、関係者間で連携した BCP の策定を進める。さらに、一定程度 BCP の策定が進んでいる金融機関、交通事業者、通信事業者、ライフライン事業者においては、災害対応の実効性を高めるために実動訓練による継続的な改善を図る。

### ⑥ デジタル活用

#### (デジタル技術の活用)

- 1 TEC-FORCE 等による被災状況の迅速な把握や応急活動の現場の状況報告、情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用するとともに、災害情報システムの連携や浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によって災害情報を把握するなど、正確な状況判断を行うための取組を推進する。
- 2 施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- 3 地域強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるロボット、ドローン、AI 等の活用、ICT 施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する。

---

豊明市地域強靱化計画

2020年6月策定

2026年5月改定

---